

公益財団法人AMちいき財団 寄付金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人AMちいき財団（以下「本財団」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 一般寄付金 広く一般社会に、常時募金活動を行うことにより受領する寄付金
- ② 特定寄付金 広く一般社会に、用途を特定して一定期間募集活動を行うことにより受領する寄付金
- ③ 特別寄付金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄付金

2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄付金の募集)

第3条 本財団は常時一般寄付金を募ることができる。

2 一般寄付金は、寄付金総額の70%以上を公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(特定寄付金の募集)

第4条 特定寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集理由、次項に定める資金用途及びその他必要とした書面（以下「募金目論見書」という。）を理事会に提出し、承認を得なければならない。

2 特定寄付金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第5条 特定寄付金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄付した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の発行)

第6条 一般寄付金又は特定寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書及び第4条第1項に定める募金目論見書を寄付者に発行しなければならない。

2 前項の受領書には、本財団の公益目的事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(特定寄付金の募金に係る結果報告)

第7条 本財団は、特定寄付金の募集期間終了後、速やかに寄付金総額、使途予定その他必要な事項を記載した報告書を寄付者に交付するものとする。ただしホームページ上の公開に代えることができる。

- 2 本財団は、特定寄付金の支出が終了したときは、当該寄付金の支出に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄付者に交付するものとする。ただしホームページ上の公開に代えることができる。

(特別寄付金)

第8条 本財団は、個人または団体より特別寄付金を受領することができる。

- 2 特別寄付金について寄付者から使途及び管理方法について条件が付されている場合には、その受領につき理事会の承認を得なければならない。
- 3 寄付者が次の各号に該当する場合若しくはその恐れがある場合には、当該寄付金を辞退しなければならない。
 - ① 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄付により、特別の利益を受ける場合
 - ② 寄付者がその寄付したことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
 - ③ 寄付金の受入に起因して、本財団が著しく資金負担が生ずる場合
 - ④ 前3号に掲げるもののほか、本財団の業務遂行上に支障があると認められるもの及び本財団が受入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第9条 本財団が受領した寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5号各号に定める事項について、事務所に備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(規程の改正)

第10条 この規程の改正は理事会の決議によって行う。

平成28年10月 1日施行
平成29年 8月 7日改正
令和4年7月1日改正